**平成２２年（フ）第１８０号**
新潟県新発田市大栄町５丁目７番２号
債務者　中村　昭二
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第３９６号**
香川県高松市成合町465番地52、住民票上の住所香川県高松市鹿角町715番地３
債務者　鎌谷　深雪（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第７５４号**
大阪市北区長柄東３丁目２番１―807号
債務者　家村　謙二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８７２号**
大阪市北区天満橋２丁目２番８―803号
債務者　川本　敏志
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７６６６号**
大阪府守口市寺方本通３丁目８番４号
債務者　岩永　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７９７２号**
大阪市中央区日本橋２丁目８番５―301号
債務者　上田みゑ子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８０１２号**
大阪市此花区高見１丁目５番44―807号
債務者　吉川　王恵
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８０２６号**
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番21―508号
債務者　井澤より子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８１５１号**
大阪市住之江区新北島７―１―19　マンシオンタイラ501、住民票上の住所大阪市住之江区御崎７丁目６番23号
債務者　黒岩　幹樹
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８１７７号**
大阪府守口市梶町４丁目４番12―303号
債務者　市村　理恵（旧姓信原）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２００号**
大阪府豊中市曽根南町１丁目２番４号
債務者　髙岡　俊仁
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２１９号**
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目４番27号
債務者　柳谷　光義
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２８７号**
大阪市城東区関目３－８―23　サニーハイツ関目307号、住民票上の住所大阪市城東区関目２丁目18番101―104号
債務者　永田　富雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８４０３号**
大阪府吹田市藤白台５－７－１　国立循環器病センター内、住民票上の住所大阪府摂津市南別府町９番４―305号
債務者　安井　義夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８４４２号**
大阪市住之江区西加賀屋４丁目４番18―810号
債務者　井上美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８６９８号**
大阪市旭区高殿５丁目12番６―610号
債務者　銘苅こずえ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７０３号**
大阪市住吉区沢之町２丁目７番18号　メゾン竹303号
債務者　今井日出夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部